福島県農業振興公社農地中間管理事業等に係る手数料に関する規程

（目　的）

第１条 この規程は、公益財団法人福島県農業振興公社（以下「公社」という。）が、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程等に定めるところにより、農地中間管理事業等を行う場合に要する経費の一部を手数料として徴収することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（手数料の徴収及び額）

第２条　公社は、次に定める事業により農用地の買入、借入、貸付及び受託料前払資金の貸付、農作業の受託、委託並びに解約を行う場合に手数料を徴収する。

一　農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第２条第３項に規定する農地中間管理事業）

二　農地中間管理機構特例事業（農業経営基盤強化促進法第７条に規定する農地中間管理機構特例事業）

三　農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年４月１日 12 構改Ｂ第 320 号農林水産事務次官通知）第４に定める農作業受託促進事業

四　福島県農業振興公社農作業受委託支援事業実施規程に定める事業

２　手数料の額は、前項第１号の事業については別表１、同項第２号から第４号の事業については別表２を適用する。

３　手数料の額は、農地中間管理事業等を実施するのに必要な経費を賄う観点から、県との協議を経て算定する。

（徴収の方法及び時期）

第３条　手数料は、買入、借入及び農作業の委託の場合においては、代金、借賃又は作業料金の支払い時に代金、借賃又は作業料金から差し引き徴収するものとし、貸付及び農作業の受託の場合においては、貸賃又は作業料金の徴収時に加算して徴収する。

２　受託料前払資金の貸付に係る手数料は、貸付金の貸付時に貸付金から差し引き徴収する。

（手数料の使途）

第４条　徴収した手数料は、第２条第１項に定める事業のほか、農地の集積・集約化を通じた担い手の育成等を目的に実施する公社独自事業等の運営・推進に要する経費に充当する。

（手数料の免除）
第５条　理事長は、福島県とあらかじめ協議の上、手数料を免除する場合を定め、それに基づき手数料の一部又は全部を免除することができる。

（その他）
第６条　この規定に定めるものを除くほか、手数料に関して必要な事項は理事長が定める。

附　則
この規程は、昭和５８年７月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成元年４月１日から施行し、平成元年７月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成７年３月６日から施行する。
附　則
この規程は、平成１１年４月２日から施行する。
附　則
この規程は、平成１２年４月３日から施行する。
附　則
この規程は、平成１３年９月３日から施行する。
附　則
この規程は、平成１４年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１９年７月２日から施行し、平成１９年度より適用する。
附　則
この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２６年７月１０日から施行する。
附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成３１年３月２０日から施行し、平成３１年７月以降に公告される農用地利用集積計画及び平成３１年９月以降に公告される農用地利用配分計画から適用する。

（改元後は新元号及び年次に読み替える）

附　則

この規程は、令和元年６月７日から施行し、令和元年７月以降に公告される農用地利用

集積計画及び令和元年９月以降に公告される農用地利用配分計画から適用する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表１

区　分	手　数　料
借　　入	借賃年額の１．０％ ただし、最低　８００円　最高　８，０００円 （借賃料が８００円未満の場合は、手数料は徴収しない。）
貸　　付	貸賃年額の１．０％ ただし、最低　８００円　最高　８，０００円 （貸賃料が８００円未満の場合は、手数料は徴収しない。）
基幹農作業受託	作業料金の１．０％ ただし、最低　８００円　最高　８，０００円 （作業料金が８００円未満の場合は、手数料は徴収しない。）
基幹農作業委託	作業料金の１．０％ ただし、最低　８００円　最高　８，０００円 （作業料金が８００円未満の場合は、手数料は徴収しない。）
特定農作業受託	一定額の１．０％ ただし、最低　８００円　最高　８，０００円
特定農作業委託	一定額の１．０％ ただし、最低　８００円　最高　８，０００円
解　約	賃貸借、使用貸借、基幹農作業受委託、特定農作業受委託の解約申出者のいずれか一方から　６，０００円

備考１　手数料の徴収は、契約１件ごとに行う。

２　手数料の算定においては、１００円未満を切り捨てる。

別表２

区　分	手　数　料
買　入	買入価格の１．０％ ただし、最低　５，０００円　最高　１５０，０００円
貸　付	貸賃年額の１．０％ ただし、最低　８００円　最高　８，０００円 （貸賃料が８００円未満の場合は、手数料は徴収しない。）
特定農作業受託	一定額の１．０％ ただし、最低　８００円　最高　８，０００円
特定農作業委託	一定額の１．０％ ただし、最低　８００円　最高　８，０００円 なお、手数料最高額の適用については、同一地区において、複 数の契約が同一日に締結された場合は、当該契約全体を１契約分 と見なす。 （一定額が８００円未満の場合は、手数料は徴収しない。）
受託料前払資金の貸付	前払資金貸付額の１．０％ ただし、最低　５，０００円　最高　１００，０００円
解　約	賃貸借、使用貸借、特定農作業受委託 の解約申出者のいずれか一方から　６，０００円

備考１　手数料の徴収は、契約１件ごとに行う。

２　手数料の算定においては、１００円未満を切り捨てる。

３　２か月の間に同一人から、複数の買入を行った場合、合計額をもって手数料算出及び限度額適用の対象額とする。
この適用を行った場合、金額の大きい順に手数料を算出する。のとする。

４　「一定額」とは、特定農作業受委託契約において規定する、受託者が委託者に支払う額をいう。

５　地区とは、基盤整備地区、農地保有合理化担い手育成地域推進事業（平成16年3 月30 日付け15 経営第6698 号農林水産事務次官依命通知に規定する事業をいう。）、農地保有合理化総合推進事業（「農地保有合理化総合推進事業実施要綱」（平成11 年4 月1 日付け11 構改B 第306 号農林水産省構造改善局長通知に規定する事業をいう。）及び集合的利用権等調整事業（「集合的利用権等調整事業実施要綱」（平成8 年5 月10 日付け8 構改B 第383 号農林水産事務次官依命通知に規定する事業をいう。）の実施について指定を受けた地区をいう。